

2026 年 10 月 9 日

お客さま各位

株式会社佐賀共栄銀行

手形・小切手電子化対応に伴う当座勘定規定等各種規定の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、政府・産業界・金融界が連携して「2027 年 3 月末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みを推進しております。この取組みに伴い、当座勘定規定等各種規定を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

記

1. 今回改定する規定（改定日：2026 年 10 月 15 日）

- ①当座勘定規定
- ②普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定
- ③定期預金共通規定
- ④通知預金規定
- ⑤積立定期預金（目標設定型）規定・積立定期預金（自由型）規定
- ⑥スーパー定期積金規定

2. 改定概要

該当条文	旧	新
・ 当座勘定規定 当座勘定への受入れ ・ 当座勘定以外の規定 証券類の受入れ	現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、 <u>2026 年 10 月 1 日以降は</u> 、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
	<u>支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	<u>今回削除</u>

※詳細は新旧対照表等をご確認ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 北村
0952-22-2244

【改定規定の新旧対照表】

●当座勘定規定

旧	新
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、<u>2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ②～④ 省略 ⑤ <u>支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 ②～④ 省略 ⑤ <u>削除</u>

●普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定

旧	新
2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、<u>2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 省略 <u>(6) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	2.（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) ～ (5) 省略 <u>(6) 削除</u>

●定期預金共通規定

旧	新
1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、<u>2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 <u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	1.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 削除</u>

●通知預金規定

旧	新
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、<u>2026年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 <u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 省略 <u>(3) 削除</u>

●積立定期預金（目標設定型）規定

旧	新
3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、<u>2026年10月1日以降は、</u>他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	3.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 削除</u>

●積立定期預金（自由型）規定

旧	新
2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、<u>2026年10月1日以降は、</u>他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 削除</u>

●スーパー定期積金規定

旧	新
2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、<u>2026年10月1日以降は、</u>他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 支払場所が他店となる手形または小切手を入金する場合は、所定の入金手数料をいただきます。</u>	2.（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2) 省略 <u>(3) 削除</u>

以 上